

議第47号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「24,700円」を「20,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,600円」とあるのは、「31,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,600円」とあるのは、「39,800円」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項から第4項まで

及び次条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第2条 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士